



特記項目の例（アルミニウム製建具）

BLCJ

②③④特記項目一覧、記載要領、記載結果 (16章建具工事 アルミニウム製建具)

章	節	項	タイトル	……	特記項目記載要領				アルミニウム建具	鋼製建具	●建具																	
					特記事項	特記項目記載結果	参照	監理指針参照先																				
16	1	3	防火戸	(3)	防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について、ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器と連動させる場合は、特記による。なお、防煙シャッターの場合は、煙感知器と連動するものとする。	・熱感知器又は煙感知器と連動させる ・熱感知器又は煙感知器と連動させない			●	●																		
16	1	4	見本の製作等	(1)	建具見本の製作は、特記による。	・製作する ・製作しない	特別注文の場合	16.1.4	●	●																		
16	1	4	見本の製作等	(2)	仮組の実施は、特記による。	・行う ・行わない	特別注文の場合	16.1.4	●	●																		
16	1	6	その他	(2)	「開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の適用は特記による。	・防犯建具部品 ・防犯建具部品以外		16.1.6	●	●																		
16	2	2	性能及び構造	(2)(ア)	耐風圧性、気密性及び水密性の等級並びに枠の見込み寸法は、特記による。特記がなければ、外部に面する建具をコンクリート系下地又は鉄骨下地に取り付ける場合は、表16.2.1、木下地に取り付ける場合は、表16.2.2により、種別は特記による。	表16.2.1 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>S-4</td> <td rowspan="2">A-3</td> <td rowspan="2">W-4</td> <td rowspan="2">70*</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>S-5</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>S-6</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み	A種	S-4	A-3	W-4	70*	B種	S-5	C種	S-6	A-4	W-5	100		16.1.7, 16.2.2	●	●	
	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み																								
A種	S-4	A-3	W-4	70*																								
B種	S-5																											
C種	S-6	A-4	W-5	100																								
16	2	2	性能及び構造	(2)(イ)	防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級は、特記による。			16.1.7(1)(イ)	●	●																		
16	2	2		(2)(ウ)	断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級は、特記による。	JIS A4702または JIS A4706断熱性の等級	JIS A4702 JIS A4706	16.1.7(1)(オ)	●	●																		
16	2	2		(2)(エ)	耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級は、特記による。	面内変形追随性の等級	ドアセットの相関変異に対する安全性16.4.2(5)	16.1.7(1)(カ)	●																			
16	2	3	材料	(5)(イ)	防虫網は、合成樹脂製、ガラス繊維入り合成樹脂製又はステンレス (SUS316) 製とし、材質、線径及び網目は特記による。特記がなければ、合成樹脂製とし、合成樹脂の線径は0.25mm以上、網目は16～18 ヶシユとする。	防虫網の材質 ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 線径 網目			●																			
16	2	3		(5)(ウ)	防鳥網は、ステンレス (SUS304) 線材、線径は1.5mm、網目寸法は15mm とし、適用は特記による。	・防鳥網を適用する ・防鳥網を適用しない			●																			
16	2	4	形状及び仕上	(2)	建具の枠の見込み寸法は、特記による。特記がなければ、外部に面する建具は、表16.2.1又は表16.2.2による。				●																			
					【以下続く】																							